

令和 3 年 監督指導白書

岡崎労働基準監督署西尾支署

当署が令和 3 年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

定期監督等実施状況 [表 1 参照]

令和 3 年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は 170 件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は 95 件で、違反率は 55.9%でした。前年の違反率 66.1%に比べ 10.2%減少しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは 3 件ありました。

業種別違反率（10 件以上監督指導を行ったもの）

違反率を主な業種別にみると、その他の事業（派遣業等）が 76.9%と最も高く、次いで建設業が 66.7%、製造業 51.9%の順となっています。

違反内容

違反内容をみると、労働基準法関係においては、労働時間に関するものが 27 件(15.9%)、割増賃金に関するものが 19 件(11.2%)、労働条件の明示に関するものが 15 件(8.8%)、年次有給休暇の利用者による時季指定に関するものが 10 件(5.9%)でした。

労働安全衛生法関連においては、機械設備等の安全基準に関するものが 23 件(13.5%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが 11 件(6.5%)、機械の定期自主検査に関するもの、健康診断に関するもの及び労働時間の状況の把握に関するものがそれぞれ 7 件(4.1%)でした。

業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、機械設備等の安全基準に関するものが 13 件(25.0%)、機械の定期自主検査に関するもの及び労働時間に関するものがそれぞれ 7 件(13.4%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが 8 件(22.2%)、労働条件の明示に関するもの及び労働時間に関するものがそれぞれ 5 件(13.8%)でした。

運輸交通業では、労働時間に関するものが 5 件(55.5%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが 2 件(22.2%)でした。

商業では、労働時間に関するものが 5 件(14.7%)、割増賃金に関するもの及び健康診断に関するものがそれぞれ 3 件(8.8%)でした。

保健衛生業では、健康診断に関するものが 3 件(21.4%)、割増賃金に関するものが 2 件(14.2%)でした。

その他の事業（派遣業等）では、割増賃金に関するものが 5 件(38.4%)、労働時間の状況の把握に関するものが 4 件(30.7%)、労働時間に関するもの及び安全衛生委員会の設置等に関するものがそれぞれ 3 件(23.0%)でした。

申告処理状況 [表 2、3 参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は 21 件で、前年に比べ 3 件の減少となりました。

業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、製造業、建設業、派遣業がそれぞれ 4 件、一般飲食店、産業廃棄物処理業がそれぞれ 2 件でした。

申告事件の内容としては、賃金不払（定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む）が 17 件、解雇の予告、労働条件の明示、年次有給休暇の取得がそれぞれ 2 件でした。

表 1 監督実施状況(令和3年)

| | 実定期 実施事業 事業場数 監督等 | 同違反 同違反事業 事業場数 | 同 同 比率 % | 処 処 分事 事業 場数 | 使 使 用停 止等 |
|------------------|----------------------------|----------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|
| 製 造 業 | 52 | 27 | 51.9 | 1 | |
| 建 設 業 | 36 | 24 | 66.7 | 2 | |
| 運輸交通業 | 9 | 5 | 55.6 | 0 | |
| 工業的業種 | 97 | 56 | 57.7 | 3 | |
| 商 業 | 34 | 16 | 47.1 | 0 | |
| 保健衛生業 | 14 | 7 | 50 | 0 | |
| 接客娯楽業 | 2 | 1 | 50 | 0 | |
| その他の事業 (派遣業等) | 13 | 10 | 76.9 | 0 | |
| 非工業的業種 | 73 | 39 | 53.4 | 0 | |
| 合 計 | 170 | 95 | 55.9 | 3 | |

主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表 2 申告処理状況(令和3年)

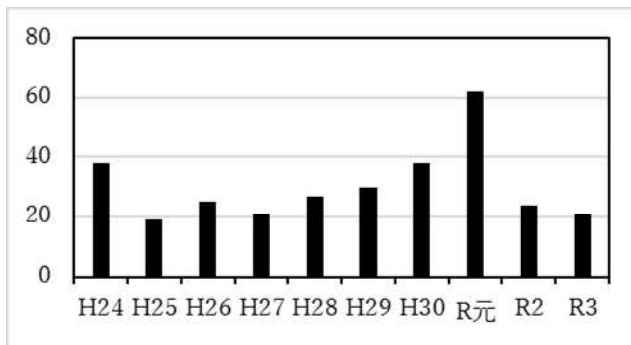
| | 申告 申告 処理 件数 | 申告内容 | | | | |
|--------|----------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|
| | | 賃 賃 金不 払 | 解 解 雇の 予告 | 労 労 働条 件明 示 | 年 年 次有 給休 暇 | 金 金 品の 返還 |
| 製 造 業 | 4 | 2 | | | 2 | |
| 建 設 業 | 4 | 3 | 1 | | | 1 |
| 運輸交通業 | 1 | 1 | | | | |
| 商 業 | 1 | 1 | | | | |
| 保健・衛生業 | 1 | 1 | | | | |
| 接客娯楽業 | 2 | 2 | 1 | | | |
| 清 掃 業 | 2 | 3 | | | | |
| 派 遣 業 | 4 | 3 | 1 | | | |
| そ の 他 | 2 | 1 | | 2 | | |
| 合 計 | 21 | 17 | 2 | 2 | 2 | 1 |

申告1件につき複数の申告内容を処理する場合があります。また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表 3 申告処理状況の推移

| 年 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 38 | 19 | 25 | 21 | 27 | 30 | 38 | 62 | 24 | 21 |

(件)



「委託状況届」の提出をお願いします

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等の現況について、所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。4月30日までに提出をお願いします。

届出用紙は、最寄りの労働基準監督署で入手可能です。愛知労働局のホームページからダウンロードもできます。

また、電子申請も可能です。e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

e-Gov 電子申請 | <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

G ビズ ID | <https://gbiz-id.go.jp/top/>

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課(052-972-0258)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

(e-Gov 電子申請に関しては 050-3786-2225、G ビズ ID に関しては 0570-023-797)



～「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」について～

1 「シフト制」について

いわゆる「シフト制」(具体的な労働日、労働時間をあらかじめ決めず、一定期間ごとに作成されるシフト表などによって確定するような勤務形態)は、パートタイム労働者やアルバイトを中心に多くの事業場において取り入れられているところです。

シフト制については、柔軟に労働日や労働時間を設定できる点で労使双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、シフト制特有の労働紛争の発生も懸念されるところです。

令和4年1月、厚生労働省は、このような労働紛争を未然に防止し、シフト制を労使双方にとってメリットのあるものとする目的として、使用者が法令に照らして留意すべき事項について一覧性をもってとりまとめた「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」(以下「留意事項」といいます。)を作成しました。今回は、この留意事項の概略について説明します。

2 留意事項について

令和4年1月に作成された留意事項では、例えば以下のような点が示されています。

(1)シフト制労働契約の締結時に明示すべき労働条件

労働基準法において、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、一定の事項を書面等()により明示しなければならないこととされています。

(労働者が希望した場合は電子的な方法で明示できます)

シフト制労働契約において特に問題になりやすい以下の明示すべき事項に関して、留意事項が示されています。

「始業及び終業の時刻」に関する事項

労働契約の締結時点において、すでに始業・終業時刻が確定している日の始業・終業時刻は明示しなければならず、単に「シフトによる」との記載では足りません。原則的な始業及び終業時刻を記載したうえで一定期間分のシフト表を交付するなどの対応が必要です。

「休日」に関する事項

休日に関して、具体的に曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方を明示する必要があります(労働基準法で定められた休日(原則：毎週1日、例外：4週4日)を満たす考え方を明示する必要があります)。

(2)シフト制労働契約に定めることが考えられる事項

労使双方の立場から労働条件の予見可能性を高め、労働紛争を防止する観点から、シフトの作成・変更・設定などについて、労使で話し合って以下のようなルールを定めておくことが考えられます。

| | |
|----|---|
| 作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前に労働者の意見を聴取すること 例：毎月〇日までに翌月の希望事項を確認 ・シフトの通知期限・通知方法 例：前月〇日までにメール等で通知 |
| 変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・シフト期間開始前(後)に、すでに確定したシフトの労働日や労働時間について使用者又は労働者が変更を申し出る場合の期限や手続き |
| 設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働する可能性がある最大の日数、時間数 例：毎週月、水、金曜日から勤務日を指定 ・目安となる労働日数、労働時間数 例：1か月〇日程度勤務、1週間平均〇時間勤務 ・最低限労働する日数、時間数 例：1か月〇日以上勤務 少なくとも毎週月曜日は勤務 |

(3)実際に労働させるに当たっての取扱い

労働基準法上の年次有給休暇に関して、「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取り扱いは認められません。

また、シフト制労働者を「使用者の責めに帰すべき事由」で休業させた場合は、当該休業日に対して平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です。

この他にも、留意事項には、労働契約の終了に関することや、募集・採用、待遇、社会保険に関する事など、シフト制労働者の適切な雇用管理を行うために使用者が留意すべき事項がまとめられています。

留意事項やリーフレットなどは、厚生労働省のホームページで確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

シフト制 留意事項 🔍 検索

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

| 労働契約を締結する際の留意点 | | |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面等で示していますか。 ※1 (1) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 1-2. 労働契約締結時に、労働と就業の時間的関係の確保が目的である場合、その内容が労働契約に明記されていますか。 ※1 (2) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. 労働契約締結時に、始業・終業時刻や休日に関する事項が労働契約に明記されていますか。 ※1 (3) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の事項について同意を求めていますか。 ※1 (4) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| a. シフトに入る可成りの余裕があるかどうかの記載が明記されていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| b. シフトに入る可成りの余裕が確保されていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| c. シフトに入る可成りの余裕が確保されていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下の事項が明記されていますか。 ※1 (5) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| a. シフトを自由に変更する権利が労働者に認められているかどうかの記載が明記されていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| b. 労働契約締結時に、労働者の希望に応じて以下の事項について同意を求めていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| c. 労働契約締結時に、労働者の希望に応じて以下の事項について同意を求めていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| d. 労働契約締結時に、労働者の希望に応じて以下の事項について同意を求めていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. いったん確定したシフト上の労働日、労働時間の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。 ※1 (6) シフト制労働契約締結後の変更に関する事項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| シフト制労働契約締結後の留意点 | | |
| 3. シフト制労働契約締結後、労働者が1日8時間、1週40時間を超える場合には、30分間の休憩を確保していますか。 ※2 (1) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4. 1日の労働時間が8時間を超える場合には、最終の労働日の労働時間を考慮して調整していますか。 ※2 (2) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5. 労働基準法第2条第1項第3号に規定された労働者の健康被害防止の観点から、労働者として労働に従事する労働者の健康被害を防止していますか。 ※2 (3) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6. シフト制労働契約締結後、労働者が1日8時間、1週40時間を超える場合には、労働者の健康被害を防止していますか。 ※2 (4) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7. シフト制労働契約締結後、労働者が1日8時間、1週40時間を超える場合には、労働者の健康被害を防止していますか。 ※2 (5) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8. 労働基準法第2条第1項第3号に規定された労働者の健康被害防止の観点から、労働者として労働に従事する労働者の健康被害を防止していますか。 ※2 (6) 労働者の同意 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



リーフレット末尾に「シフト制労働契約簡易チェックリスト」が掲載されていますのでご活用ください。

ご不明点は岡崎労働基準監督署西尾支署(☎0563 - 57 - 7161) ほか、リーフレットに記載された各ご相談窓口にご相談ください。

岡崎労働基準監督署西尾支署

異動

2022年4月1日付け

敬称略

新任

| | | |
|-----|------|-------|
| 支署長 | 杉本 涉 | 岡崎署より |
|-----|------|-------|

| | | |
|---------|------|--|
| 監督・安衛課長 | 小倉 健 | |
|---------|------|--|

| | | |
|-------|-------|--|
| 安全専門官 | 藤枝 孝規 | |
|-------|-------|--|

新任

| | | |
|---------|--------|---------|
| 労働基準監督官 | 濱口 遼太郎 | 名古屋北署より |
|---------|--------|---------|

| | | |
|---------|-------|--|
| 労働基準監督官 | 藤尾 尚敬 | |
|---------|-------|--|

| | | |
|------|-------|--|
| 労災課長 | 福田 勝広 | |
|------|-------|--|

新任

| | | |
|---------|-------|----------|
| 労働基準監督官 | 尾谷 香奈 | 神奈川労働局より |
|---------|-------|----------|

敬称略

| | |
|-------|--------|
| 堀口 健一 | 愛知労働局へ |
|-------|--------|

| | |
|-------|--------|
| 伊藤 正人 | 大分労働局へ |
|-------|--------|

| | |
|-------|--------|
| 海渡 雅貴 | 愛知労働局へ |
|-------|--------|



よろしくお願ひします



ありがとうございました



"大切な労働者と家族の命を守るために"

全業種対象の労働災害防止大会

『名古屋・尾北労働災害防止大会』開催

去る2月18日、名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・一宮・瀬戸・津島・江南各労働基準協会はウインクあいち「大ホール」（愛知県産業労働センター 名古屋市中村区）において「令和3年度名古屋・尾北労働災害防止大会」を開催しました。本大会は、全業種を対象に労働災害防止やハラスメントによる健康障害の防止に向けた対策の一層の促進を図ることを目的に行われました。

当日は名古屋市内・尾北地域の事業主、安全衛生・労務人事担当者及び第一線監督者など133名が来場、また当日の様子を録画した映像を後日視聴するインターネット参加175名と併せて、308名が参加しました。

開会にあたり、当協会春日井支部長会社である愛知電機(株) 武藤宏之取締役管理本部副本部長兼人事部長が開会挨拶で「本日の大会がご出席者の皆様の企業にとりまして、自社の安全衛生活動を今一度見直していただく機会となり、今後の労働災害、パワハラを出さないための職場環境づくりの一助となることを祈念します」と述べました。

続いて、名古屋東労働基準監督署 近藤慎次郎署長が大会挨拶を行いました。近藤署長は「コロナ

感染症予防を理由に、安全衛生活動が低迷しているのではないかと危惧している。感染症予防はもちろん優先すべき大きな課題だが、労働災害防止と天秤にかけるものではなく、どちらも最優先に取り組むべきものである」と述べました。

次に、「危なさ向きあおう」と題し、名古屋東労働基準監督署 伊藤一弘安全衛生課長が安全講話を行いました。伊藤課長は、危なさを見つけるのではなく、調べることが大切であり、「危険源と人が交わることで危険状態が発生するという災害発生プロセスを踏まえて、論理的に危険状態を回避する手法を考えましょう」と説明がありました。

その後、「安全衛生の再構築」について、AIMSAFE労働安全衛生代表 椎野由裕労働安全衛生コンサルタント（中小企業診断士）が講演を行いました。椎野コンサルタントは「安全衛生管理のGame Change!」と題し、コロナ禍やハイテク化、政治・社会構造の変化に対応するためには、安全衛生管理体制を再構築する必要があると説きました。さらに、テレワークの指針やエイジフレンドリー、ストレスチェック等、さまざまな角度から安全衛生管理について解説を行いました。

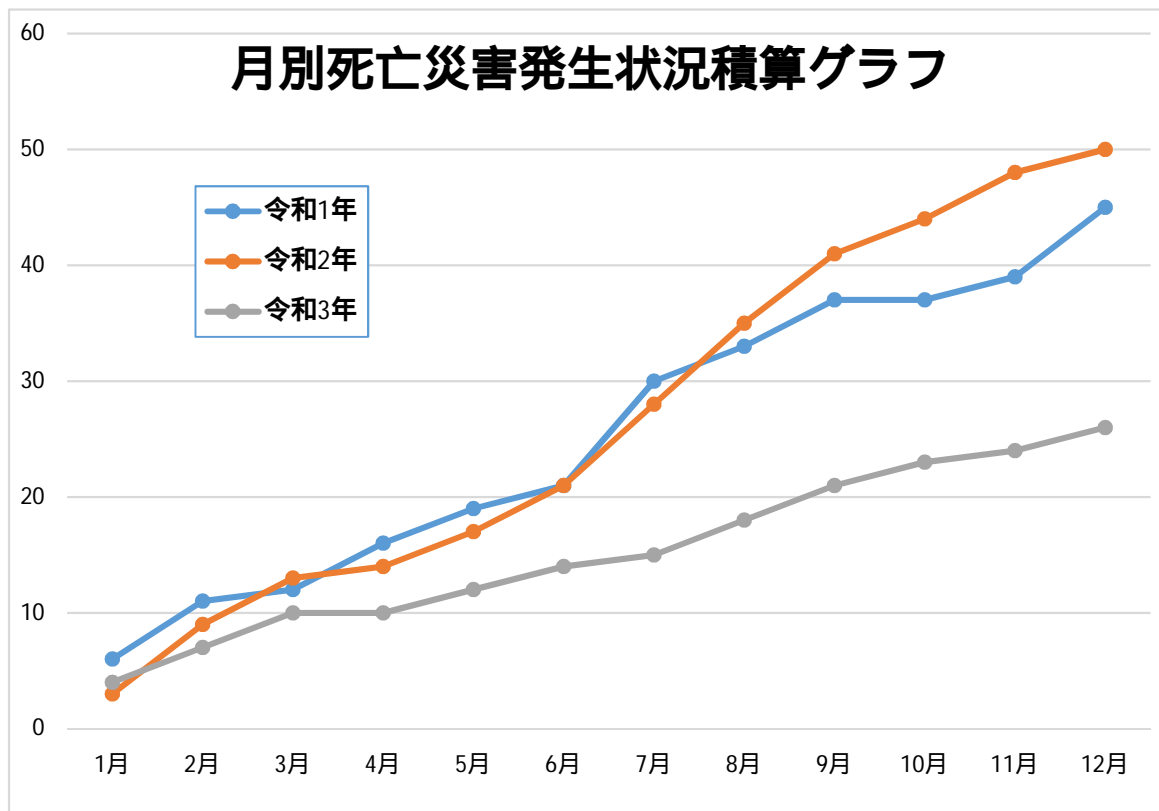
引き続き行われた特別公演では、当協会 市之瀬高司専務理事・事務局長の脚本・演出によるパワーハラ防止劇『パワーハラを大事件にしないために』を上演しました。劇には劇中ナレーションを含め当協会職員14名が出演し、事業所内で発生したパワーハラスメント行為に適切な対応を行うことができず、会社が企業責任を問われる様子を演じました。また劇中では、フローリッシュ社労士事務所長新美智美公認心理師がパワーハラの実態をはじめ、各シーンにおける問題点や企業に必要な取り組みについて解説を行いました。

さいごに、津島労働基準協会 石井政春専務理事による閉会挨拶で大会は幕を閉じました。

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和4年3月8日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

| 業種 | 年別 | 令和3年(速報値) | 令和2年同時期(速報値) | 令和2年確定値 |
|----------|-----------|-----------|--------------|---------|
| 製造業 | 製造業 | 12 (1) | 11 | 11 |
| | 食料品製造業 | 1 | | |
| | 化学工業 | 1 | 3 | 3 |
| | 鉄鋼・非鉄金属 | 2 | 1 | 1 |
| | 金属製品 | 1 (1) | 2 | 2 |
| | 一般・電気・輸送用 | 4 | 4 | 4 |
| | その他 | 3 | 1 | 1 |
| 建設業 | 建設業 | 5 | 13 (2) | 13 (2) |
| | 土木工事業 | | 4 (1) | 4 (1) |
| | 建築工事業 | 5 | 5 (1) | 5 (1) |
| | その他 | | 4 | 4 |
| 陸上貨物運送事業 | 1 (1) | 7 (1) | 7 (1) | |
| 商業 | 商業 | 2 (2) | 3 (1) | 3 (1) |
| | 卸売業 | | | |
| | 小売業 | 2 (2) | 2 (1) | 2 (1) |
| | その他 | | 1 | 1 |
| 清掃・と畜業 | | 3 | 3 | |
| 上記以外の事業 | 6 (1) | 11 (2) | 13 (2) | |
| 合計 | 26 (5) | 48 (6) | 50 (6) | |



令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年2月末現在

| 業 種 | 年 別 | 令和3年 | | 令和2年 | | 増 減 | |
|-----------------|-----------------|------|----|------|----|-----|---------|
| | | 死傷 | 死亡 | 死傷 | 死亡 | 増減数 | 増減率 |
| 製 造 業 | | 68 | | 59 | | +9 | +15.3% |
| 製 造 業 | 食 料 品 製 造 業 | 6 | | 7 | | -1 | -14.3% |
| | 織 維 工 業 | 2 | | 2 | | 0 | 0.0% |
| | 鉄 鋼 業 | 19 | | 7 | | +12 | +171.4% |
| | 金 属 製 品 | 2 | | 7 | | -5 | -71.4% |
| | 一 般 機 械 器 具 | 11 | | 6 | | +5 | +83.3% |
| | 輸 送 機 械 製 造 | 15 | | 15 | | 0 | 0.0% |
| | 上 記 以 外 の 製 造 業 | 13 | | 15 | | -2 | -13.3% |
| 建 設 業 | | 17 | | 14 | | +3 | +21.4% |
| 建 設 業 | 土 木 工 事 業 | 3 | | 5 | | -2 | -40.0% |
| | 建 築 工 事 業 | 11 | | 8 | | +3 | +37.5% |
| | そ の 他 の 建 設 業 | 3 | | 1 | | +2 | +200.0% |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 | | 11 | | 9 | | +2 | +22.2% |
| 小 売 業 | | 21 | | 15 | 1 | +6 | +40.0% |
| 小 売 業 | 新 聞 販 売 | 3 | | 3 | | 0 | 0.0% |
| | そ の 他 の 小 売 業 | 18 | | 12 | 1 | +6 | +50.0% |
| 通 信 業 | | 2 | | 6 | 1 | -4 | -66.7% |
| 社 会 福 祉 施 設 | | 13 | | 8 | | +5 | +62.5% |
| 飲 食 店 | | 4 | | 5 | | -1 | -20.0% |
| 清 掃 ・ と 畜 業 | | 7 | | 10 | | -3 | -30.0% |
| 上 記 以 外 の 事 業 | | 26 | | 20 | 1 | +6 | +30.0% |
| 合 計 | | 169 | 0 | 146 | 3 | +23 | +15.8% |

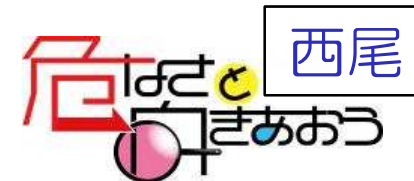
| 発生日時 | 事故の型/起因物 | 災害発生状況・原因 |
|--|--------------------------|---|
| R4.2.7. 2022 14:00 | 墜落・転落 屋根・はり・もや・け | 建物から墜落したとみられる災害(詳細調査中) |
| <small>事業場規模</small> 9名以下 <small>業種</small> 清掃・と畜業 70代 作業者・技能者 <small>経験</small> 40年 | | |
| R4.2.12. 2022 8:10 | 交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク | 通勤送迎用の車に同乗中、交通事故で被災したもの。 |
| <small>事業場規模</small> 300～499名 <small>業種</small> 保健・衛生業 60代 事務職 <small>経験</small> 2年 | | |
| R4.2.21. 2022 9:40 | はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械 | 不具合で停止していた設備の復旧作業中に、意図せず動作した設備にはさまれたとみられる災害(詳細調査中) |
| <small>事業場規模</small> 100～299名 <small>業種</small> 金属製品製造業 50代 製造員 <small>経験</small> 15年 | | |
| R4.3.1. 2022 8:49 | はさまれ・巻き込まれ 高所作業車 | 高所作業車で作業後、アウトリガを収納しエンジンを停止させたところ、車両が動き出し電柱との間に挟まれた。 |
| <small>事業場規模</small> 10～29名 <small>業種</small> その他の建設業 40代 運転員 <small>経験</small> 20年 | | |

令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年2月末現在

| 業 種 | 年 別 | 令和4年 | | 令和3年 | | 増 減 | |
|-----------------|-----|------|----|------|----|-----|---------|
| | | 死傷 | 死亡 | 死傷 | 死亡 | 増減数 | 増減率 |
| 製 造 業 | | 8 | | 4 | | +4 | +100.0% |
| 食 料 品 製 造 業 | | 3 | | | | +3 | — |
| 織 維 工 業 | | | | 1 | | -1 | -100.0% |
| 鉄 鋼 業 | | | | | | 0 | — |
| 金 属 製 品 | | | | | | 0 | — |
| 一 般 機 械 器 具 | | 1 | | 1 | | 0 | 0.0% |
| 輸 送 機 械 製 造 | | | | | | 0 | — |
| 上 記 以 外 の 製 造 業 | | 4 | | 2 | | +2 | +100.0% |
| 建 設 業 | | 1 | | | | +1 | — |
| 土 木 工 事 業 | | | | | | 0 | — |
| 建 築 工 事 業 | | 1 | | | | +1 | — |
| そ の 他 の 建 設 業 | | | | | | 0 | — |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 | | 1 | | 2 | | -1 | -50.0% |
| 小 売 業 | | 1 | | 1 | | 0 | 0.0% |
| 新 聞 販 売 | | | | | | 0 | — |
| そ の 他 の 小 売 業 | | 1 | | 1 | | 0 | 0.0% |
| 通 信 業 | | | | | | 0 | — |
| 社 会 福 祉 施 設 | | | | | | 0 | — |
| 飲 食 店 | | | | | | 0 | — |
| 清 掃 ・ と 畜 業 | | 2 | | | | +2 | — |
| 上 記 以 外 の 事 業 | | | | | | 0 | — |
| 合 計 | | 13 | 0 | 7 | 0 | +6 | +85.7% |

分析 西尾管内から大きな災害をださない



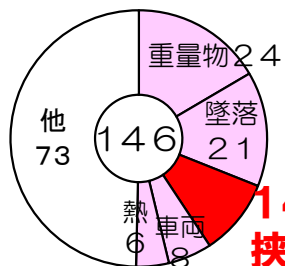
過去 ← → 2022年

過去12年間の
死亡災害



ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

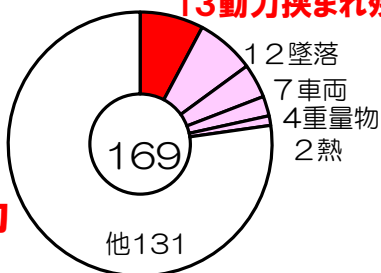
2020年度



14動力
挟まれ

- ◇STOP6 73件 比率50%
- ◇大きな要因14件
- ◇死亡 2件

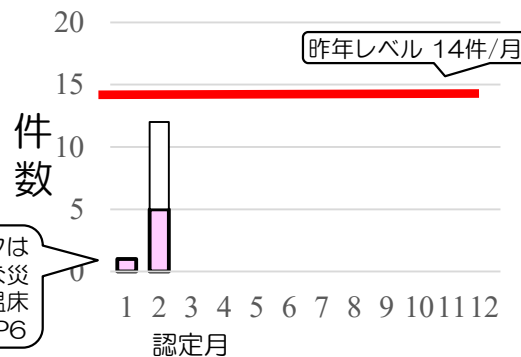
2021年度



13動力挟まれ残る!!

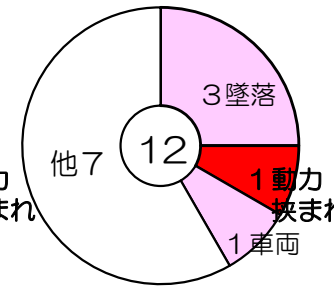
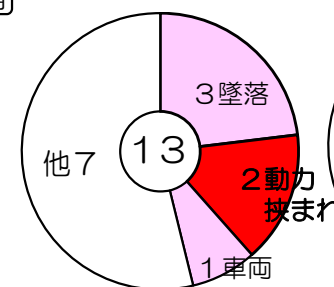
- ◇STOP6 38件 比率23%
- ◇大きな要因 8件
- ◇死亡 0件

休業災害件数推移



1、2月計

2月単月



2月 STOP6 5件 比率42% 大きな災害要因となる温床を示す“比率”が悪化し
大きな要因 0件 大きな要因が発生する確率が高まっています。2年前に逆戻り
死亡 0件 食料品製造業、産業廃棄物処理業 注意ください

危険源 (2022年1~2月) 大きな要因から抽出

なし

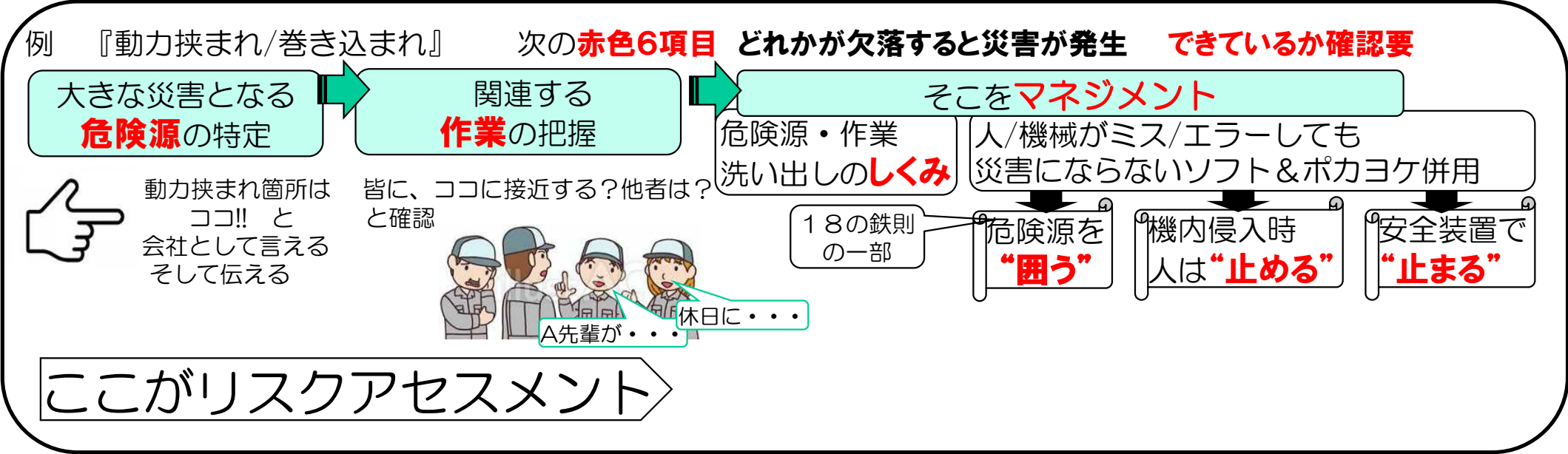
危険源 (2月) ※大きな要因から抽出

なし

逆戻りさせないのが RA (危険源、作業) ~ マネジメントです。 大きな要因となる前に手を打ちましょう。
今の災害傾向では動力挟まれと墜落防止で、次ページのどこか欠落していないかを再確認ください

浸透させたい内容 大きな災害を防止するロジック

リスクアセスメント～マネジメントで 想定し説明できるようにしましょう



囲う 止める 止まるで防げないのは
 ・止めるとできない作業 ・第三者起動 **ここまで対応ください**